平成２６年（フ）第８７号
長崎県佐世保市木風町８番11号、前住所長崎県佐世保市大黒町235番地
債務者　中尾　　寛
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
長崎県佐世保市木風町８番11号、前住所長崎県佐世保市大黒町235番地
債務者　中尾美千代
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
長崎県佐世保市高梨町４番21号
債務者　吉原　貴則
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
長崎県北松浦郡佐々町松瀬免390番地、前住所長崎県松浦市調川町下免１番地６　三扇寮
債務者　矢地　英樹
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
長崎県佐世保市小佐々町矢岳164番地67、前住所兵庫県神戸市兵庫区御崎町１丁目６番20号　福田ビル201号
債務者　前田　　勲
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第７２７５号
埼玉県所沢市大字北秋津448－６　グランフォルム武蔵野３－102
債務者　小玉　　薫
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３６７号
埼玉県和光市南１丁目20－45
債務者　柳澤龍之介
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３８８号
東京都豊島区南大塚１丁目50－11－107
債務者　會田　友和
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４３１号
東京都世田谷区羽根木１丁目27－７－703
債務者　村山　綾一
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４３７号
埼玉県所沢市大字北秋津133－12－202
債務者　齋藤　知明
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４５７号
東京都練馬区光が丘３丁目３－４－806
債務者　久郷　泰正
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４５８号
東京都練馬区光が丘３丁目３－４－806
債務者　久郷麻由美
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２８号
静岡県藤枝市平島665番地の１　県営平島団地Ｂ棟504号
債務者　近藤　　久
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２２号
北海道旭川市春光１条８丁目11番38号　ピュアイーズ103号室
債務者　匂坂　里美
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９号
岩手県宮古市八木沢３丁目12番６号
債務者　佐々木憲子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月９日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部